

日本政府は武漢以外でもミッシンを遂行

世界各地における邦人出国支援

中国・武漢へ日本政府がチャーター機を運航した本年一二月以降、新型コロナウイルス感染症は急速に世界各地に拡散した。このような状況を受けて、多くの国が感染拡大防止措置の一環として国境封鎖や国際線の運航停止といった措置を執ったため、在留邦人が出国できなくなるケースが各地で発生することとなった。外務省では、茂木外務大臣の指揮の下、領事局や各地域局、在外公館が一体となり、これら邦人の帰国実現に向けた取り組みを行ってきたところ、その概略と、とりあえずの結果につき紹介することとしたい。

在外公館を中心とした帰国支援

出国が困難となっている各国に所在する日本国大使館や

外務省領事局
海外邦人安全課長

森和也

もり かずや 一九九五年京都大学卒業
外務省入省。在ロシア大使館参事官、
在英大使館参事官、伊勢志摩サミット
準備事務局次長、総合外交政策局参
事官などを経て、二〇一八年より現職。

総領事館では、邦人の方々が出国・帰国できるよう対応に当たってきた。具体的には、現地政府や航空当局、航空会社に働きかけたり、現地の日本人会や旅行代理店、他国の大使館などと緊密に協力することで、①国際線運航停止等の措置の例外的緩和、②臨時商用便の運航、③現地日本人会や旅行代理店による民間チャーター便の運航、④第三国運航のチャーター機への邦人の同乗などにつき調整を行ってきた。また、実際に臨時商用便やチャーター便が運航されるに際しては、航空券の入手方法などの必要な情報につき、領事メールおよび大使館ホームページにおいて邦人への周知を行った。また、移動制限が課されている場合の空港への移動の支援や、出発国・経由国での搭乗支援等についても可能な範囲で行われた。

このような取り組みにより、五月末までに、国際線の運航停止などにより出国が困難となっていた国から一万人以上の日本人の帰国が実現した。このような取り組みは今後も続いていくと思われるが、これまで行ってきた支援のうち、以下いくつかの具体例について言及したい。

アフリカでの複雑なオペレーション

アフリカにおいては当初、他の大陸と比較すると感染者数は少ない状況ではあったが、医療体制が脆弱な国が多く、感染が急速に拡大する可能性があった。外務省は、可及的速やかな帰国の検討を呼びかける広域情報を三月三一日に発出し、アフリカ各国の邦人の帰国方法の検討に入った。

アフリカでは各国に数名から数十名の帰国を希望する邦人が分散している一方で、日本などへの定期便の運航を継続していたのはエチオピア航空のみという状況であった。そこで、旅行代理店や第三国等が手配するチャーター便を利用して、一〇のルートを使って一五カ国から、まずはエチオピア・アデイスアベバに集まり、そこからエチオピア航空の定期便や民間チャーター便で帰国するというオペレーションを実施することとした。その中には、セネガル↓ギニア↓コートジボワール↓エチオピアと、途中で複数

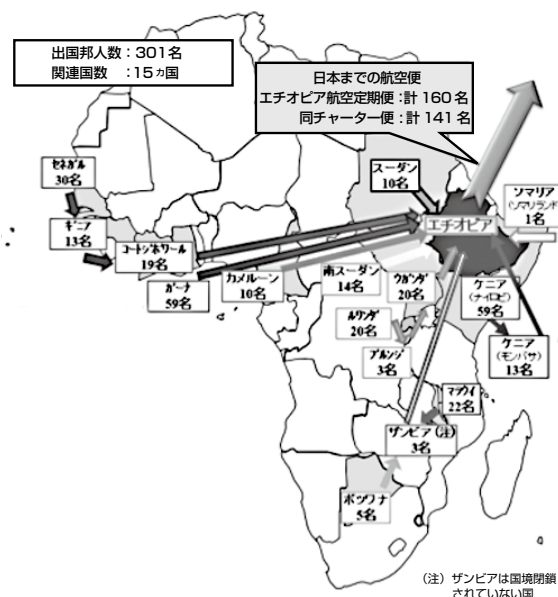
の国を経由しつつエチオピアにたどり着くようなルートもあった（左ページ図参照）。こうした複雑なオペレーションの実現に向け、関係各国に所在する在外公館が、全面的な支援を行った。その結果、四月一七―一八日に一五カ国の邦人約三〇〇名がアデイスアベバに集合し、複数のフライトに分乗し日本に向け出発、同二〇日までに全員が帰国することができた。

他国・地域との協力による帰国も

出国が困難となった国での邦人支援を行う中で、わが国同様に自国民の退避を計画する他の国・地域との協力も実現した。ポーランドでは、日本在留の自国民の帰国のための臨時チャーター機を運航するポーランド政府と連携すること、四月二日に同機が日本に向かう際に、約一五〇名の邦人が搭乗し、帰国が実現した。このような協力は、昨年、国交樹立一〇〇周年を迎えた日・ポーランド間の良好な友好関係を背景に実現したものであった。

台湾との間では早くから協力が進み、ペルーにおいて、現地台北経済文化交流事務所、現地日系旅行会社それぞれのチャーター便にお互いに搭乗することとなった。五月下旬には、モスクワからの日本航空臨時便に、邦人に加え

アフリカ在留邦人出国オペレーション（4月18日現在）



一〇〇名弱の在露台湾住民が搭乗し、感謝の声が寄せられた。

また、韓国との間でも、先述の四月のアフリカから出国の一〇のルートには韓国人計約七〇名が搭乗する一方、ケニアにおいては韓国政府手配の臨時便で邦人約五〇名が出国するなど、各地で相互の協力が行われた。五月五日には、インドのデリーから運航した日本航空臨時便に、白血病を

患っている五歳の韓国人少女とその家族が搭乗し、日本経由で韓国への帰国が実現した。これは「こどもの日の奇跡」として韓国内で大きく報じられ、韓国の康京和外交部長官から茂木外務大臣宛に感謝の書簡が送られるなど、日韓協力の観点からも良い事例となった。

外務省では、これまでも邦人保護の観点から、特定の国からの退避や出国支援を行ってきたことはあったが、数多くの国で同時多発的に対応に当たったのは今回がおそらく初めてとなった。また、紛争やテロではなく、感染症に起因するオペレーションを行ったのも初めてのケースであったと思われる。

かかる状況下において、外務省ではいつも以上に、邦人への情報発信に意を用い、臨時便やチャーター便の運航についていち早く領事メール発出や大使館HPへの掲載を行ったほか、感染症危険情報についてもその都度発出・周知してきた。その観点からは、HPを確認したりせずとも、領事メールなどの情報を受け取れる（「プッシュ型」）手法の「たびレジ」（三カ月以上の滞在の場合は「在留届」）の邦人保護活動での重要性を再認識する結果となった。今後、情報発信のさらなる強化に向け、いっそうの取り組みを行っていききたい。